

令和3年度第1回

浜松市 障害者施策 推進協議会

会議資料

CONTENTS

- | | | |
|-------|---------------------------------------|-------|
| ▶ 資料1 | 第3次浜松市障がい者計画の進捗状況報告について | 1ページ |
| ▶ 資料2 | 第5期浜松市障がい福祉実施計画及び第1期障がい児福祉実施計画の報告について | 19ページ |
| ▶ 資料3 | 障害者差別解消法に係る浜松市の取組状況について | 28ページ |

1 第3次浜松市障がい者計画の進捗状況報告について

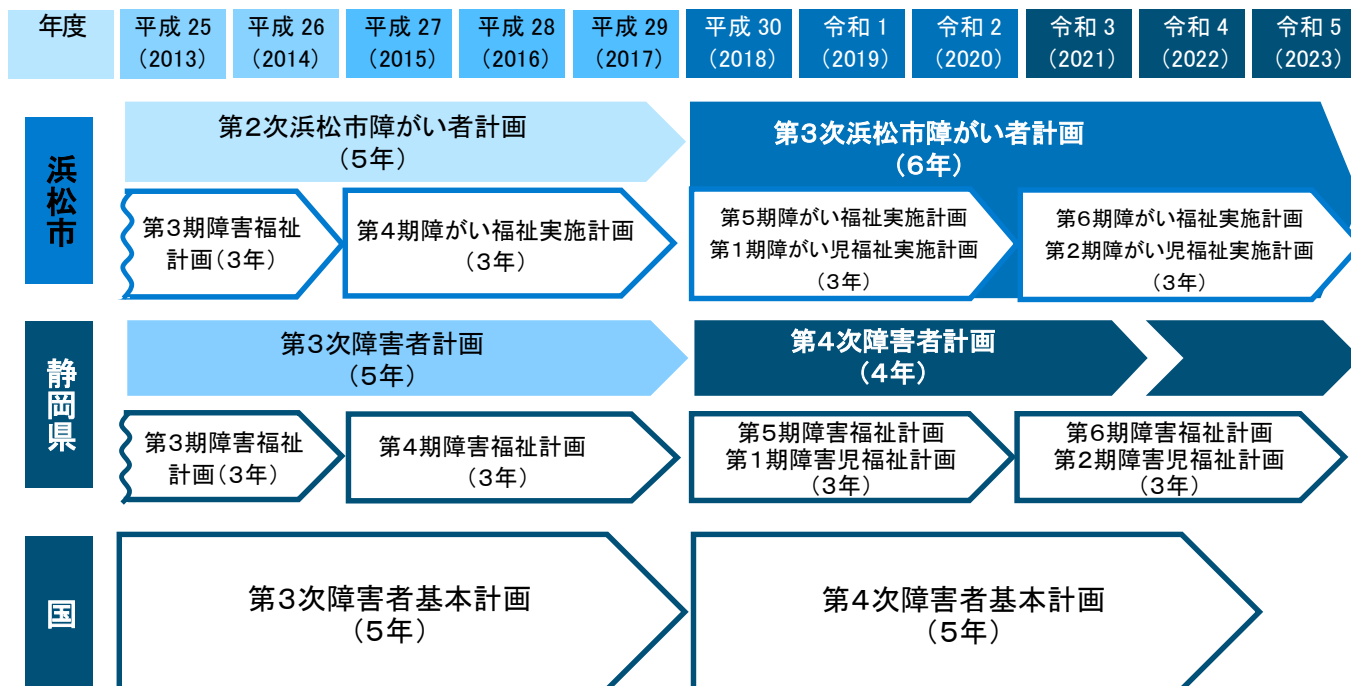
基本理念

「支え合いによって
住み慣れた地域で
希望を持って
安心して暮らすことが
できるまち」

基本目標

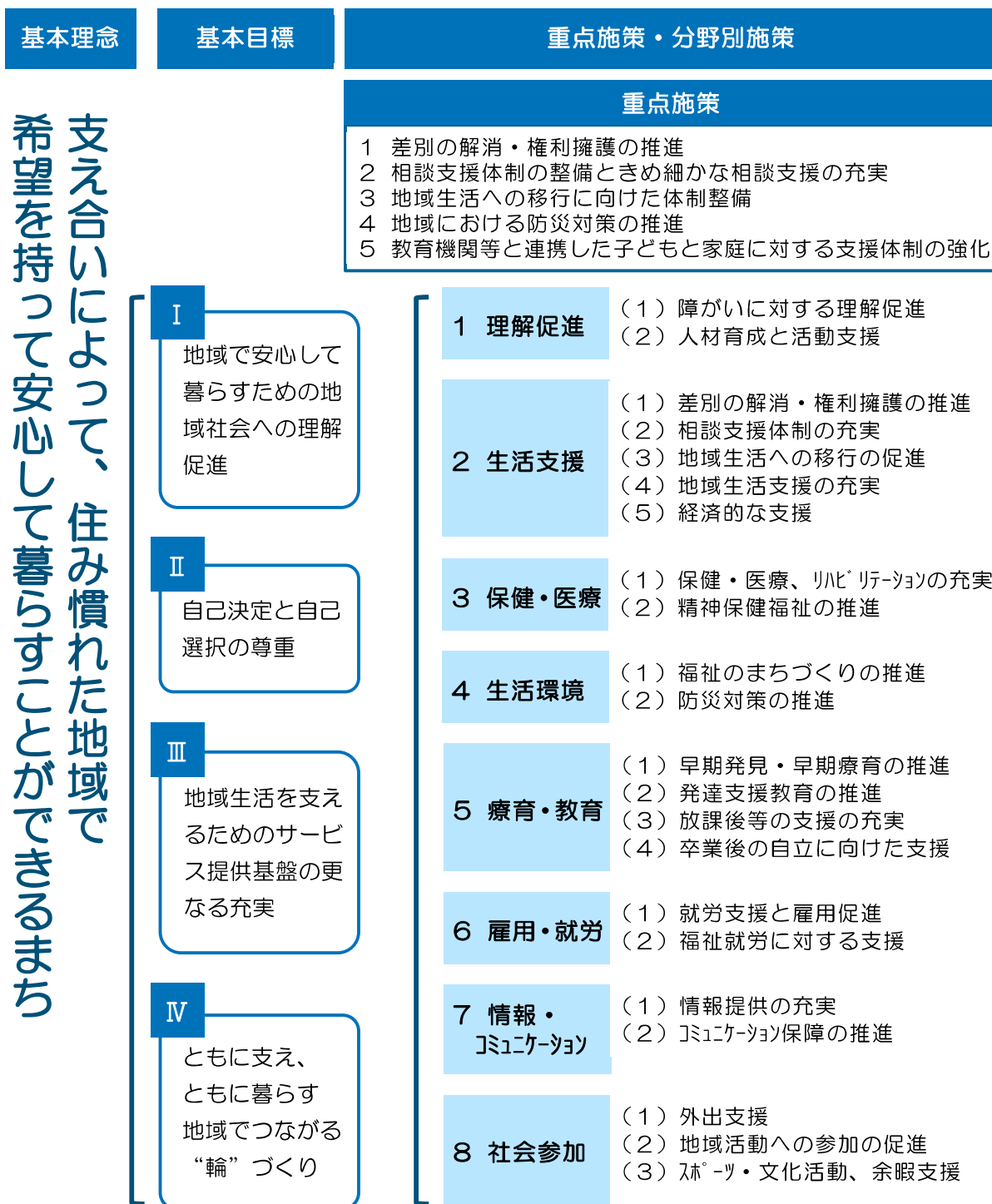
- I 地域で安心して暮らすための地域社会への理解促進
- II 自己決定と自己選択の尊重
- III 地域生活を支えるためのサービス提供基盤のさらなる充実
- IV ともに支え、ともに暮らす地域でつながる2"輪"づくり

計画期間 平成30年度～令和5年度



3 計画の体系

計画の基本理念である“支え合いによって、住み慣れた地域で希望を持って安心して暮らすことができるまち”のもと、4つの基本目標と5つの重点施策、8つの分野別施策を定め総合的かつ計画的に推進します。



※基本目標、重点施策・分野別施策の番号は優先順位を表すものではありません。

(1) 差別の解消・権利擁護の推進

①障がいを理由とする差別の解消の推進

【計画目標】

障がいを理由とする差別の解消に向け、市民及び事業者への啓発を進めるとともに、職員に対しても、職員対応要領に基づき適切に対応するための研修を実施します。

また、地域における差別に関する相談等について、障害保健福祉課や各区の社会福祉課の相談窓口における対応に加えて、情報共有や差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に進めるため、障害者差別解消支援地域協議会を運営します。

【R2 主な実績】

項目	R2	R1	H30
市民及び事業者への啓発 出前講座等での周知啓発	実施	実施	実施
職員研修の開催	1回 参加者 25人	1回 参加者 24人	1回 参加者 45人
相談窓口での対応	4件	7件	3件
地域協議会の開催 ※浜松市障害者施策推進協議会へ機能付加	1回	1回	1回

【今後の方向性】

- ・職員に対する研修会の開催を継続する。
- ・地域協議会における事例報告等を継続する。

② 成年後見制度利用支援の促進

【計画目標】

成年後見制度とは判断能力が不十分な人の財産や権利を保護するため、本人のための法律行為又は本人による法律行為を助ける人を選任する制度です。成年後見制度を利用したくても、家庭裁判所への申し立てを行う親族がない等の理由で制度を利用できない人を支援するため、家庭裁判所へ市長申し立てを行います。また、後見人報酬の費用負担が経済的に困難な人に対して助成を行います。

市民後見人の育成や中核機関を中心とした地域連携ネットワークの構築によるチーム支援等、制度利用の支援体制の強化について、弁護士・司法書士等の専門職や関係団体と協議し、制度の利用促進を図ります。

【R2 主な実績】

項目	R2	R1	H30
家庭裁判所へ市長申し立ての実施	7件	9件	3件
後見人報酬に関する助成	74件	65件	47件
市民後見人養成講座の開催	コロナ対応のため未開催	受講者数 4名	
専門職や関係団体と協議（成年後見制度利用促進協議会等の開催）	5回	5回	4回

【今後の方向性】

- ・引き続き、関係機関からの成年後見制度市長申立の相談に応じ、必要があれば市長申立を進めていく。
- ・成年後見制度に携わる団体や関係機関との連絡会においても、状況を踏まえながら、市民後見人の育成や市の支援の在り方について検討していく。

③ 関係機関との連携による虐待防止の取り組み

【計画目標】

障がいのある人に対する虐待の未然防止や早期発見・早期対応のため、医師、弁護士、警察、福祉サービス事業者等の関係機関が出席し、虐待事例や対応状況について情報を共有し、意見交換を行う虐待防止連絡会の運営をはじめ、研修会や講演会の開催等、関係機関と緊密に連携し取り組みます。

【R2 主な実績】

項目	R 2	R 1	H30
虐待防止連絡会の開催（高齢者福祉課と合同開催）	1 回	1 回	1 回
高齢者・障害者虐待防止講演会 （主に施設従事者を対象としたもの）	1 回（WEB） 参加者 100 人	1 回 参加者 179 人	1 回 参加者 180 人
連携研修（障がい者相談支援事業所職員、地域包括支援センター職員を対象）		参加者 59 人	
浜松市障がい者自立支援協議会権利擁護部会内における養護者虐待対応 WG（行政・相談支援センター・基幹相談支援センター職員にて構成）	5 回開催 手引書の作成		

【今後の方向性】

- ・新たに作成する手引書を用いて、行政・相談支援センター職員を対象とした研修会を開催する。
- ・今後も連絡会、講演会等を継続する。

(2) 相談支援体制の整備ときめ細かな相談支援の充実

① 基幹相談支援センターの設置と障害者相談支援事業所の再編

【計画目標】

障害者相談支援事業所への専門的な助言（スーパーバイズ）や相談員の人材育成を図るため、基幹相談支援センターを設置します。

また、基幹相談支援センターを中核とした障害者相談支援事業所の有機的連携のもと、より効果的・積極的な相談支援体制を構築するため、障がい者相談支援事業所を再編し、ニーズに対応できる相談支援体制や訪問支援（アウトリーチ）の充実等を図ります。

【R2 主な実績】

項目	R2	R1	H30
基幹相談支援センター 平成30年4月1日設置（浜松市役所鴨江分庁舎1階）			
専門的な助言	840件	1,182件	1,054件
人材育成	研修実施82回（相談支援の技術向上、障がい特性に対応した支援技術等）	研修実施28回（相談支援の技術向上、障がい特性に対応した支援技術等）	主催研修5回、講師派遣等9回、ミニ研修32回
相談支援事業所の再編	15事業所⇒6事業所）R2.4.1～		

【今後の方向性】

・R5年度に基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターの契約更新を迎えることから、これまでの実績等により契約内容や体制の調整を進める。

② 地域生活支援拠点等の体制整備

【計画目標】

障がいのある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた、相談、一人暮らしの体験機会、緊急時の対応等、地域生活支援の提供の調整を基幹相談支援センターの機能とし、地域生活支援拠点等の体制を構築します。

【R2 主な実績】

項目	R2	R1	H30
24 時間 365 日の相談支援体制を確保	187 件	138 件	147 件
介護者の緊急時における受入対応	18 件	18 件	22 件
各種研修の開催による人材育成	165 回	83 回	60 回

【今後の方向性】

・令和 3 年度から事業開始となった一人暮らしの体験の場の提供について、実践例を踏まえ、必要に応じて実施内容についての検討を行う。

③ 相談支援専門員の育成

【計画目標】

相談支援専門員を対象とした研修について、研修の目的や方法、講師の選定を含めたあり方を改善することで、相談支援専門員の資質向上を図り、質の高いマネジメントを提供します。

【R2 主な実績】

・研修会の開催

年度	研修テーマ	実施回数	受講者数
R2	相談支援専門員の役割、外国籍のケース支援、触法障がい者	3回	延べ 127 人
R1	アセスメント、障がい者家族への支援、強度行動障害	3回	延べ 190 人
H30	性、ファシリテーション、家族支援	3回	延べ 166 人

【今後の方向性】

・現場のニーズを集約し、ソーシャルアクションとしての研修企画能力も含めた、相談支援専門員の資質向上を図るため、引き続き、職能集団である浜松市相談支援専門員連絡会に企画運営を委託して実施していく。

④ 浜松市障がい者自立支援協議会の効果的な運営

【計画目標】

障がいのある人に対する支援体制整備等の協議を行う場である、障がい者自立支援協議会について、区障がい者自立支援連絡会との連携を強化するとともに、当事者の抱える課題を協議する場として当事者部会、専門的な見地から調査・研究・提案する場として専門部会を運営し、地域課題の解決やニーズに応じた施策の検討を図ります。

【R2 主な実績】

委託相談支援事業所再編に伴い、令和2年度より協議会の体制を変更

①市全体会を設置（市全体の課題を協議する場） R2…2回開催

②区単位で行っていた区自立支援連絡会をエリア連絡会として5つの連絡会に再編

R2…各エリアにおいて、年2～3回の全体会及び必要に応じて部会等を設置

市全体会、エリア連絡会において、専門部会やエリア連絡会の活動報告をすると共に地域課題の把握に向けた検討を行った。

【今後の方向性】

・市協議会とエリア連絡会が連動し、地域における支援体制に関する課題抽出や解決に向けた取り組みを進める。

⑤ 浜松市発達医療総合福祉センター「はまつ友愛のさと」の運営

【計画目標】

浜松市発達医療総合福祉センター「はまつ友愛のさと」において、相談支援をはじめ、専門的な療育や日中活動の場、医療等、多様なサービスを総合的に提供することで、障がいのある人が、個人の尊厳を保ちながら、心身ともに健やかに育成され、その有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援します。

【R2 主な実績】

項目	R2	R1	H30
運営日数	243日	242日	244日
利用者数	158,302人	161,166人	157,399人

【今後の方向性】

・新型コロナウイルス感染症対策に留意しながら、安定した運営を継続する。

(3) 地域生活への移行に向けた体制整備

① 支援体制の整備

【計画目標】

施設入所や精神科病院等に入院している人が地域生活への移行により、安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じ、地域の支援者等との連携による支援体制の構築を図り、個別支援へとつなげます。

また、浜松市障がい者自立支援協議会の積極的な活用により、地域移行に関する課題の共有と解決に向けた検討を行い、より効果的な推進を図ります。

【R2 主な実績】

・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム推進連絡会の設置

全体会・・・地域包括ケアシステム構築の方向性や進め方を協議（開催回数 2 回）

ワーキンググループ・・・精神障がい者の地域生活への移行に向けた支援体制の検討

ワーキンググループ	実施内容
事例検討 WG (開催回数 5 回)	精神科病院に入院中の 3 人の事例について、地域生活へ移行するための課題や支援方法を話し合い、地域移行支援の取組みの普及を図った。
ピアサポート WG (開催回数 5 回)	精神障がい者の地域生活への意向や自立に対して当事者の立場で寄り添い支援を行うピアサポーター活動の普及に向けて、当事者グループを立ち上げるとともに、グループのピア活動を周知するためのリーフレットを作成し配布した。
住まい方 WG (開催回数 5 回)	精神障がい者が入院生活から地域生活へ移行するたえの住宅確保支援の課題を把握するため、相談支援機関の支援者に対してアンケート調査を実施した。
アウトリーチ WG (開催回数 4 回)	精神障がい者の地域生活を支えるアウトリーチ（訪問支援）について検討するため、各支援機関における訪問の役割と課題について共有した。

地域移行関係職員研修会・・・精神障がいのある人の地域移行支援に従事する医療機関や地域援助事業者等に対する研修を実施した。（開催回数 1 回）

【今後の方向性】

・事例検討を継続し、地域における精神科医療機関と地域援助事業者の支援連携が進むよう、医療と地域の顔の見える関係を構築する。

・地域に必要なアウトリーチ（訪問支援）について検討し、精神障がい者の地域生活の定着や在宅生活の継続を支援する体制の構築を図る。

② 個別支援の充実

【計画目標】

施設入所中や精神科病院入院中から、退所、退院に向けた地域移行支援を行うとともに、地域生活への移行後は地域定着支援によるフォローを行い、一人ひとりのニーズに応じた支援を充実させます。

【R2 主な実績】

項目	R2	R1	H30
地域移行支援	12件	11件	12件
サービス利用	うち精神障害者6件	うち精神障害者6件	うち精神障害者5件
地域定着支援	106件	97件	86件
サービス利用	うち精神障害者85件	うち精神障害者79件	うち精神障害者61件

【今後の方向性】

・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム推進連絡会におけるワーキンググループや研修会などの取組みなどを通して、精神障がいのある人の地域生活への意向を支援する。

(4) 地域における防災対策の推進

① 災害時における支援体制の整備

【計画目標】

災害時に、障がいのある人の心身の状況や複合的に困難な状況に十分配慮した支援がなされるよう、福祉避難所の円滑な開設・運営や在宅避難者への支援等について、関係機関と連携した支援体制を整備します。

【R2 主な実績】

・福祉避難所開設訓練の実施

会場：発達医療総合福祉センター（浜北区）

障害保健福祉課職員、すべて区の社会福祉課職員が参加

施設職員による避難者受入時の新型コロナウイルス対応訓練（防護服着用、検温実施等）

【参考】高齢者関係施設における福祉避難所開設訓練（西区・ふれあい交流センター湖東）

・在宅酸素供給業者との意見交換

【今後の方向性】

・未実施の区での開設訓練を順次実施する。（R1 実施：東区、R2 実施：浜北区、西区）

・新型コロナウイルス感染症対策を加味したマニュアルを整備する。

・医療的ケア児等に対する災害時の支援体制を整備する。

② 避難行動要支援者名簿の活用

【計画目標】

浜松市地域防災計画に基づき、本人の同意のもと避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に提供します。また避難支援等関係者に、災害時避難支援個別計画の作成を依頼し、災害時における地域の支援を推進します。

【R2 主な実績】

- ・避難行動要支援者名簿（更新分）を避難支援等関係者への提供
- ・要支援者に対して支援体制が構築されている割合（マッチング率）

R2	R1	H30
60.7%	40.5%	33.8%

- ・マッチング率が伸び悩んでいる自治会や本事業の取組が進んでいる自治会に対する、制度の運用上の問題点や取組で工夫している点等の聞き取り調査の実施

【今後の方向性】

- ・マッチング率が伸び悩んでいる地区に対しては、自治会連合会の会議に参加させていただくなど直接訪問して制度についての説明をし、問題点の共有や解決を図る。
- ・自治会が疑問に持つことが多い点に対する回答や取組の好事例を、名簿の配布時等機をみて発信する。

③ 避難支援対策の推進

【計画目標】

災害時に、障がいのある人が安心して避難できるよう、地域の防災訓練への参加の必要性を周知し、訓練への参加を促進します。

また、災害時に適切な支援や配慮ができるよう、福祉施設と共同で防災訓練を実施し、そこで得た課題について福祉避難所や避難支援等関係者と共有します。

【R1 主な実績】

・地域の防災訓練への参加促進

項目	R 2	R 1	H30
地域防災訓練で要支援者が参加している自主防災隊数	33 団体	84 団体	135 団体
地域防災訓練での要支援者参加者数	216 人	479 人	818 人

・【再掲】福祉避難所開設訓練実施（浜北区、西区）

【今後の方向性】

・要支援者が気軽に地域の訓練に参加できるように自主防災隊へ訓練事例等について紹介するなど積極的に取り組んでもらえる環境づくりに配慮していくとともに要支援者自らが地域との関わりについて理解し、防災に対する意識向上を図れるよう、自治会をはじめ、民生委員等を通じて相互間の関係性を構築できるよう取り組んでいく。

・【再掲】未実施の区での開設訓練を順次実施する。

(5) 教育機関等と連携した子どもと家庭に対する支援体制の強化

① 支援する職員・教員の資質向上

【計画目標】

児童発達支援センターや児童発達支援事業所の連絡会の充実を図り、センターの専門的支援のノウハウを広く提供することで支援内容の充実を図り、身近な地域で障がいのある子どもを支援することを目指します。

また、学校教育においては一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導と支援が行えるよう教職員研修を充実し、障がい理解と適切な指導力の向上を図ります。

【R2 主な実績】

- ・保育所等巡回支援事業・保育所等訪問支援事業連絡会の開催

(対象) 児童発達支援センター5ヶ所及び保育所等訪問支援サービス実施事業所

R 2	R 1	H30
4回	4回	4回

※一般園からの参加 H30以降延名 (R2 : 30名、R1 : 81名、H30 : 82名)

- ・児童発達支援事業所等連絡会

各事業所における実績報告や課題の共有を行ない、支援内容の充実を図った。

R 2	R 1	H30
3回	5回	6回

- ・幼稚園、小学校、中学校の教職員を対象とした発達支援に関する研修

項目	R 2	R 1	H30
実施数	16 研修・延 18 回	21 研修・延 26 回	18 研修・延 25 回
受講者数	993 人	1,271 人	1,204 人

※各研修の満足度(指標)の平均 83%(R1 90%、H30 90%)

【今後の方向性】

- ・保育所等巡回支援事業・保育所等訪問支援事業連絡会

引き続き一般園職員の事例検討への参加を促し、園と事業所の連携を図ると共に職員のスキルアップを目指す。

- ・児童発達支援事業所等連絡会

各事業所が課題に主体的に取り組める体制づくりを行いながら、事業所職員の資質向上を図る

- ・教職員研修

新たな事例追加や見直しなどによる研修内容の充実を図り、支援する職員・教員の資質向上が図られる研修を実施していく。

② 地域における支援の充実

【計画目標】

地域の保育所や幼稚園の職員のスキルアップや早期療育体制の強化を図るため、地域支援の提供を行う中核的な機能を持つ発達相談支援センター「ルピロ」や児童発達支援センターにより、保育所や幼稚園等に対する支援を行い、できる限り身近な地域で子どもを育てられる環境づくりを進めます。

【R2 主な実績】

・保育士、幼稚園教諭等に対する研修

対象：幼稚園・保育園等職員、小学校放課後児童会支援員など

項目	R2	R1	H30
実施数	6 研修・延 26 回	7 研修・延 18 回	6 研修・延 17 回
受講者数	延 412 人	延 715 人	延 854 人

【今後の方向性】

・現場の実情、ニーズに合った研修内容となるように、毎年研修対象者や内容について検討を重ねていく。

③ 関係機関との連携の強化

【計画目標】

保護者をはじめ、福祉、保健、医療、教育、労働等の関係機関と市役所関係各課が連携し、子どもの発達にかかわる情報を共有するとともに、発達障害者支援地域協議会を運営し、子どもや家庭に対するつながりのある支援の推進を図ります。

また、浜松市子育てサポートはますくファイルやしずおかサポートファイル、サポートかけはしシートを活用することにより、各ライフステージにおいて子どもの情報を引き継ぎ、家庭と保健、福祉、医療、教育機関が連携した切れ目のない一貫した適切な支援を行います。

【R2 主な実績】

・発達障害者支援地域協議会の開催

項目	R 2	R 1	H30
開催回数	全体会 2 回 分科会 1 回	全体会 2 回 分科会 1 回	全体会 2 回 分科会 3 回

【分科会の協議内容】発達支援広場の課題共有

・かけはしシート引継ぎ対象児数（児童発達支援事業所から小学校への情報提供）

項目	R 2	R 1	H30
対象児数	237 名	239 名	193 名

【今後の方向性】

- ・（協議会関係）会議の進め方や協議内容、抱えている課題等について見直し、効率よく解決に向けての協議が行えるよう進める。
 - ・（はますくファイル）これまで以上に活用しやすい媒体とするため、市民へのアンケート調査により意向確認を行う。
- R3 年度：はますくファイルの方向性をテーマに部会を開催し、デジタル化も含めて検討していく。
- ・（かけはしシート）課題の把握、関係機関での活用の検討等、関係課や関係機関と調整を図る。

◆ 障がい福祉実施計画（第5期計画）

1 令和2年度の目標値に対する実績

（1）福祉施設入所者の地域生活への移行

考え方

本人の希望のもと、入所施設での集団的な生活から、自己決定と自己選択ができる地域生活への移行を推進します。

平成30年度から令和2年度までの3か年で49人（累計）を入所施設からグループホーム、一般住宅等へ移行する人数を目標値として設定しています。



実績

施設入所者の地域生活への移行の実績と目標

単位：人

項目	第4期計画			第5期計画				達成率	
	実績			実績			H30-R2 累計		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	実績		目標
地域移行者数	22	14	15	15	8	14	37	49	87.5%
施設入所者数	637	639	634	642	652	660	—	639	(※1) 96.8%

(※1) 施設入所者数達成率＝目標値÷R2実績値

コメント

令和2年度の地域移行者数は14人で、グループホームへの移行者が2人、自宅への移行者が12人となりました。また、平成30年度から令和2年度までの地域移行者数の累計は37人であり、第5期計画の目標値49人には達しませんでした。これは、現在の施設入所者の高齢化及び重度化が進み、地域への移行が困難である状況である方が増加してきていることが一因であると思われます。

一方、施設入所者については、まだ入所待機者いることから、入所者数の削減には至っていません。

平成30年度の報酬改定において創設された障がい者の重度化・高齢化に対応することができる日中サービス支援型のグループホームの整備が進んできているほか、施設入所者等が地域での自立生活を体験できる場を設ける等地域生活への移行を推進できるよう取り組みを行ってまいります。

◆ 障がい福祉実施計画（第5期計画）

（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

考え方

精神障がいのある人の地域移行を促進するため、令和2年度までに保健、医療、福祉関係者による協議会を設置します。



実績

令和2年度に地域の保健・医療・福祉関係者の協議の場として、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム推進連絡会を設置しました。連絡会では、地域包括ケアシステム構築に向けた課題の整理や意見交換を行うとともに、事例検討、アウトリーチ、住まい、ピアサポートの4つのワーキンググループを開催し、精神障がいのある人の地域生活支援の仕組みづくりのために、必要な調査や検討を行いました。

コメント

連絡会の設置により、精神障がいのある人の地域生活支援について、当事者を含め多職種による協議の場ができました。今後も、ワーキンググループの活動を中心として、新たな課題への対応も含め、引き続き連絡会で協議を進めていき、精神科医療機関、その他の医療機関、障害福祉や介護保険の地域援助事業者等との重層的な連携による支援体制の構築を図っていきます。

◆ 障がい福祉実施計画（第5期計画）

（3）地域生活支援拠点の整備

考え方

障がいのある人が「親なき後」も安心して地域で生活できるよう、家族状況や本人の将来を見据えた適切な生活の場への移行の支援や緊急時における短期入所等への迅速な連絡体制の整備、地域での生活を支援する様々な社会資源による連携体制の構築等を行います。



実績

障がいのある人が「親なき後」も安心して地域で生活できる体制を整備するため、基幹相談支援センターへの委託により、地域生活支援拠点事業を開始し、相談、緊急時対応、人材育成及び地域の体制づくりの4つの取組を実施しました。残りの1つの機能についての実施について検討を行いました。

コメント

取り組んでいる地域生活支援拠点事業を継続して行うとともに、一人暮らしの体験の場の提供について、実施に向けた具体的な内容を検討し、事業を進めていきます。

◆ 障がい福祉実施計画（第5期計画）

（4）就労支援施設等から一般就労への移行

考え方

自立支援の観点から、地域の中でいきいきと安心して生活を送ることができるよう、就労支援施設等から一般就労への移行を推進します。令和2年度末に就労支援施設等から一般就労へ移行する人数を目標値として設定しています。



実績

就労支援施設等から一般就労への移行の実績と目標（単年度）

単位：人

項目	第4期計画			第5期計画			達成率 実績/目標	
	実績			実績		目標		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2		
一般就労への移行者数 (単年度実績)	147	116	148	150	140	140	174	80.5%

コメント

就労移行支援事業114人、就労継続支援事業（A型）9人、就労継続支援事業（B型）13人、自立訓練（生活訓練）事業4人、計140人が通所福祉施設から一般就労へ移行しました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、企業の採用数が減少したことから、一般就労への移行数が伸びなかったと考えられます。

令和3年3月に法定雇用率が2.3%に引き上げられたことから、今後の雇用が促進されるよう就労支援機関との連携を図り、就労支援施設等から一般就労への移行促進を図ってまいります。

◆ 障がい福祉実施計画（第5期計画）

（5）医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

考え方

医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるように、障害児支援等の充実を図っていきます。各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築することが重要であり、医療的ケア児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう、協議していく場を設けることが必要と考えます。



実績

令和2年度に、障がい者自立支援協議会重心児・者及び医療的ケア専門部会から医療的ケア児等支援協議会に移行しました。医療的ケア児等支援協議会では、学識経験者に加わっていただき、医療的ケア児者とその家族が直面する地域全体の課題の対応策の検討を行いました。また、医療的ケア児者の家族との意見交換会を開催し、意見をうかがうことで現状把握に努めました。

コメント

令和3年度より、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、コーディネーターとの連携により、医療的ケア児の地域支援を進めてまいります。

◆ 障がい福祉実施計画（第5期計画）

2 サービスの見込量に対する実績

（1）障害福祉サービス

実績

利用者数の実績

単位：人（3月実績）

項目	第4期計画			第5期計画				実績率 実績/計画
	実績			実績			目標	
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2	
訪問系サービス	734	844	886	914	909	985	1,063	92.7%
居宅介護	597	698	747	769	758	812	911	89.1%
重度訪問介護	20	19	18	21	33	39	19	205.3%
行動援護	7	9	8	8	10	12	13	92.3%
同行援護	110	118	113	116	108	122	120	101.7%
日中活動系サービス	3,899	4,103	4,227	4,350	4,501	4,639	5,101	90.9%
生活介護	1,403	1,442	1,460	1,507	1,539	1,572	1,574	99.9%
自立訓練（機能訓練）	13	17	15	16	31	39	17	229.4%
自立訓練（生活訓練）	100	91	129	104	93	88	100	88.0%
就労移行支援	244	262	250	246	295	302	349	86.5%
就労継続支援（A型）	514	587	549	532	538	573	687	83.4%
就労継続支援（B型）	1,055	1,106	1,204	1,253	1,316	1,359	1,359	100.0%
就労定着支援				70	103	117	267	43.8%
療養介護	88	87	88	89	97	144	90	160.0%
短期入所	482	511	532	533	489	445	658	67.6%
居住系サービス	1,005	1,015	1,000	1,065	1,134	1,193	1,130	105.6%
自立生活援助				18	12	3	21	14.3%
グループホーム	344	356	342	378	443	504	450	112.0%
宿泊型自立訓練	24	20	24	27	27	24	20	120.0%
施設入所支援	637	639	634	642	652	662	639	103.6%
相談支援系サービス	4,206	4,499	4,811	4,970	5,116	5,501	5,677	96.9%
計画相談支援	4,162	4,421	4,717	4,872	5,008	5,383	5,548	97.0%
地域移行支援	8	15	18	12	11	12	21	57.1%
地域定着支援	36	63	76	86	97	106	108	98.1%

◆ 障がい福祉実施計画（第5期計画）

コメント

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、全般的に障害福祉サービス利用者数の伸びが低く、計画の目標値を下回る結果となりました。

その中で、訪問系サービスでは重度訪問介護の利用者が急増しており、重度の障がい者が地域で生活を行う支えとなっていることがうかがえます

また、日中活動系サービスの自立訓練（機能訓練）では、高齢者デイサービスセンターが共生型サービスの指定を受けたことによって利用者が増えています。

居住系サービスでは、平成30年度の報酬改定において創設された日中サービス支援型のグループホームの整備が進み、利用者数が目標値を大きく上回りました。一方、自立生活援助は、令和2年度に1事業所が廃止したことにより、利用者数が減となりました。

なお、相談支援系サービスにおける計画相談支援については、利用者数が目標値を下回っていますが、サービス等利用計画の作成率は100%を継続しています。また、地域移行支援及び地域定着支援については、事業所数が増えておらず、利用者数は横ばいとなっています。

◆ 障がい福祉実施計画（第5期計画）

（2）地域生活支援事業

実績

項目		第4期計画			第5期計画			実績率	
		実績			実績		目標	実績	
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2	／計画
相談支援事業	相談件数	32,250	28,918	29,133	30,155	29,489	32,955	32,789	100.5%
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	有	有	有	有	100.0%
成年後見制度利用支援事業	件数	16	26	47	50	74	81	70	115.7%
	市長申立件数	2	2	1	3	9	7	10	70.0%
	報酬費助成件数	14	24	46	47	65	74	60	123.3%
意思疎通支援事業	派遣件数	1,083	1,106	1,226	1,262	1,365	929	1,180	78.7%
	手話通訳者派遣事業	1,009	1,034	1,156	1,195	1,278	893	1,100	81.2%
	要約筆記者派遣事業	74	72	70	67	87	36	80	45.0%
日常生活用具給付事業	給付件数	15,399	15,870	16,160	16,353	16,702	16,723	18,283	91.5%
	介護・訓練支援用具	34	37	47	54	48	47	54	87.0%
	自立生活支援用具	71	79	65	90	83	76	85	89.4%
	在宅療養等支援用具	80	76	91	124	107	159	88	180.7%
	情報・意思疎通支援用具	316	295	311	330	659	540	489	110.4%
	排せつ管理支援用具	14,889	15,372	15,633	15,736	15,792	15,890	17,557	90.5%
	居宅生活動作補助用具	9	11	13	19	13	11	10	110.0%
奉仕員養成研修事業	修了者数	53	52	68	62	48	9	70	12.9%
	手話	49	52	61	55	41	0	60	0.0%
	要約筆記	4	7	7	7	7	9	10	90.0%
移動支援事業	利用者数	274	303	316	335	349	329	403	81.6%
地域活動支援センター	箇所数	7	7	7	7	6	6	7	85.7%
発達障害者支援センター運営事業	箇所数	1	1	1	1	1	1	1	100.0%
日中一時支援事業	利用者数	672	667	632	620	591	522	566	92.2%
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実施回数	1	1	1	1	1	0	1	0.0%
芸術・文化講座開催等事業	実施回数	1	1	1	2	3	1	3	33.3%
点字・声の広報等発行事業	利用者数	181	172	158	150	149	129	180	71.7%

コメント

相談支援事業について、相談体制を見直し、令和2年度に、市内を5つの圏域に分け各圏域に1つの障がい者相談支援センターを設置しました。障がい者相談支援センターを区役所内等の市民が来所しやすい場所に設置したことや、訪問相談を積極的に実施したことから、相談件数が増加しています。

また、意思疎通支援事業における手話通訳者や要約筆記者の派遣は、新型コロナウイルス感染症の影響により利用が減少したと考えられますが、申込のあった人へは派遣ができており、聴覚に障がいのある人の社会生活支援や社会参加を図ることができました。

◆ 障がい児福祉実施計画（第1期計画）

1 サービスの見込量に対する実績

（1）児童福祉法に規定するサービス

実績

利用者数の実績

単位：人

項目	第4期計画			第1期計画				実績率 実績/計画
	実績			実績			計画	
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2	
障害児通所支援	2,170	2,646	3,094	3,459	3,654	3,936	4,205	93.6%
児童発達支援	753	864	939	1,036	1,099	1,256	1,262	99.5%
放課後等デイサービス	848	1,130	1,431	1,665	1,783	1,909	1,953	97.7%
保育所等訪問支援事業	569	652	724	755	770	769	985	78.1%
居宅訪問型児童発達支援				3	2	2	5	40.0%
障害児入所支援	79	70	61	79	71	60	72	83.3%
福祉型	51	44	40	46	47	40	46	87.0%
医療型	28	26	21	33	24	20	26	76.9%
障害児相談支援	2,170	2,646	3,094	3,277	3,580	4,218	3,699	114.0%

コメント

障害福祉サービスと同様、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、全般的に利用者数の伸びが低く、計画の目標値を下回る結果となりました。

それでも、児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用者数は増加傾向にあり、療育に対するニーズが高いことがうかがえます。

障害者差別解消法に係る浜松市の取組状況について

平成 28 年 4 月 1 日から施行された障害者差別解消法について、令和 2 年度の本市の取り組み状況等についてまとめたもの。

1 差別解消に向けた啓発及び研修

(1) 障がい理由とした不当な差別解消に向けた啓発活動

- ・啓発用リーフレットの作成
- ・出前講座等の活用による周知啓発
(聖隷クリストファー大学 5 月)
- ・歯科保健推進会議での説明 (7 月)

(2) 職員対応要領の策定及び職員研修

- ・新規採用職員に対する研修 (2 月、90 人参加)
- ・窓口対応職員に対する研修 (11 月、25 人参加)

2 合理的配慮の提供及びユニバーサルデザイン化の取り組み

(1) 広報

- ・広報はままつの点字版及び音声版の発行、UD フォント使用 (広聴広報課)
- ・はままつ市議会だよりの点字版及び音声版の発行 (調査法制課)
- ・録音図書・点字図書の貸出し (城北図書館)

(2) 施設整備等

- ・ユニバーサルデザイン化整備工事 (公共建築課)
- ・スポーツ施設のユニバーサルデザイン化 (スポーツ振興課)
- ・ユニバーサルデザインに配慮した新規公園の整備 (公園課)
- ・UD タクシー導入の支援 (交通政策課)
- ・J R 天竜川駅のユニバーサルデザイン化整備 (道路企画課)
- ・八幡駅周辺バリアフリー基本構想 (UD・男女共同参画課)

(3) 学校教育

- ・学校教育における心の UD の推進 (指導課)
総合的な学習の時間等における多様性理解のための教育の実施

3 点字プリンタの活用

各種手当など個人情報を含む通知について、点字プリンタ機器等の導入や拡大フォントでの文書提供により、視覚障がい者に対する情報提供の推進を図る。

- ・税情報等通知（点字・拡大フォントでお知らせ） 707 部

※（R3.3月現在：点字希望者 46 名・拡大フォント希望者 12 名）

【点字化等に対応する通知】

- ・介護保険料特別徴収変更（決定）通知書
- ・介護保険料納入通知書
- ・介護保険給付費通知
- ・国民健康保険料決定通知書
- ・後期高齢者医療決定通知書
- ・国民健康保険医療費通知
- ・市民アンケートラベル
- ・固定資産税都市計画納税通知書
- ・個人市民税・県民税納税通知書
- ・軽自動車税納税通知書
- ・軽自動車税減免継続申請書
- ・軽自動車税減免決定通知書
- ・市民税・県民税申告書
- ・【臨時】特別定額給付金通知

4 ICT を活用した遠隔手話通話サービスの実施

市役所及び区役所にタブレット型端末を配置し、区役所の通訳者不在時にテレビ電話機能を活用した画面越しの手話通訳を行い、ろう者の窓口サービス等の利便性の向上を図る。

- ・設置手話通訳者による遠隔手話通訳（浜北区除く）

令和2年4月～令和3年3月実績 2件

（参考 区役所窓口手話通訳者対応状況 635件）

- ・専門性の高い業者（浜北区）による遠隔手話通訳

令和2年4月～令和3年3月実績 3件

5 相談状況

(1) 相談件数：4件（令和2年度）

(件)

区分	不当な差別的 取り扱い	合理的配慮の 不提供	その他	計
地方公共団体による	0	0	2	2
民間企業による	0	0	1	1
その他	0	0	1	1
計	0	0	4	4

(2) 主な相談内容と対応

①相談者：精神障害者（相談分野：行政）

【相談内容】

単身世帯である相談者が、市営住宅の申し込みの際の提出資料として障害者手帳所持者は障害福祉サービスの利用状況の分かる書類が必要となるが、相談者は書類が作成できるサービス利用がなかったため、対応方法について相談があった。

【対応】

関係機関により協議し、市営住宅所管機関が、区社会福祉課職員に対して相談者の障害程度や障害福祉サービスの利用状況のヒアリングを実施することにより、書類の提出は免除された。

②相談者：本人（障害の別は不明）（相談分野：その他）

【相談内容】

市が所管する観光施設へ訪れた際、キャリーバックを預かってもらう場所がなくて困った。

【対応】

当課にて荷物をお預かりするとともに、当該観光施設所管課へコインロッカー設置要望があったことを伝えた。

③相談者：本人（精神障害者）（相談分野：その他）

【相談内容】

近所の保育施設から聞こえる子どもの声が気になる。

【対応】

当該保育施設から聞き取りを実施し、近隣に対する配慮がなされていることを確認。相談者と日常におけるコミュニケーションを大事にするよう助言した。

④相談者：精神障害者（相談内容：その他）

【相談内容】

賃貸アパートにおいて、相談者に割り当てられた駐車スペースを原付バイクの駐輪場として使用していることについて、管理会社から移動するよう注意を受けたことに対する対応について相談があった。

【対応】

障害を理由とした差別的な扱いではないため、当事者同士での話し合いにより解決していただくこととした。

(3) 相談者、相談方法等の推移

相談者	R1	R2
本人	1	4
家族	1	0
福祉事業所	0	0
福祉団体	1	0
企業	2	0
行政	0	0
その他	2	0
計	7	4

相談方法	R1	R2
来庁	2	2
電話	4	2
FAX	0	0
メール	0	0
手紙・書面	1	0
市長へのご意見箱	0	0
その他	0	0
計	7	4

障害種別	R1	R2
視覚障害	1	0
聴覚障害	0	0
言語障害	0	0
肢体不自由	2	0
内部障害	0	0
知的障害	1	0
精神障害	1	3
発達障害	0	0
高次脳機能障害	0	0
難病	1	0
その他	0	0
不明	1	1
計	7	4

性別(本人)	R1	R2
男	6	1
女	1	3
不明	0	0
計	7	4

差別の主体	R1	R2
地方公共団体による	4	2
民間企業による	3	1
その他	0	1
計	7	4

差別の種類	R1	R2
合理的配慮の不提供	6	0
不当な差別的取り扱い	1	0
その他	0	4
計	7	4

相談分野	R1	R2
福祉サービス	1	0
医療	0	0
商品販売及びサービス	2	0
労働及び雇用	0	0
教育	1	0
建築物の利用	0	0
交通機関の利用	0	0
不動産取引	0	0
情報の提供	0	0
意思表示の受領	0	0
行政	3	1
他機関からの相談	0	0
その他	0	3
計	7	4

対応	R1	R2
聞き取りのみ	0	0
情報提供・助言	2	1
他機関への取次・斡旋	0	1
その他	5	2
計	7	4